

農地所有適格法人報告書について

(旧名称：農業生産法人報告書)

庄原市農業委員会事務局

農地の権利を取得した農業法人は、農地法第6条の規定により、年1回、農地活用や構成員状況について所在地の農業委員会に報告書の提出が義務付けられております。

平成28年4月1日施行の農地法改正により、名称が農業生産法人から農地所有適格法人に改められるとともに、法人要件も一部緩和されることとなっております。(内容：別紙1のとおり)

報告項目については、農地法施行規則第58条で定められおりその内容については(様式3-1)のとおりです。

なお、お手持ちの総会資料などで該当する項目が確認できる場合は、その写しの添付とし様式に「別紙のとおり」と記載しご提出ください。

以下 記入にあたっての項目の説明を記載します。

★報告書の記載要領	農地所有適格法人の適用要件
<p>○法人名の記載に当たっては、法人の形態（農事組合法人、株式会社、有限会社など）も記載する。</p> <p>○電話番号は、農業委員会からの文書又は電話等の受取先を記載する。</p> <p>1 法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の面積について 「うち、主たる事務所が所在する市町村以外に権利を有するもの」については、法人が権利を有する農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）の内数として、農地等がある市町村を記載し「備考欄（市町村名）」にその市町村名を記載する。（ない場合は、なしと記載ください。）</p> <p>2 事業の状況について 「農業」欄の「売上高」欄には、法人が行った当該事業年度における次の事業の売上高の合計を記載する。 ア 耕作又は養畜の事業 イ 農業と併せ行う林業 ウ 農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共</p>	<p>1 法人形態の要件 （農地法第2条第3項本文） 次の①～③の法人形態となります。 ① 株式会社※ （株式の譲渡制限をしているもの） ② 農事組合法人 （農業経営を行う2号法人） ③ 持分会社 （合名会社、合資会社、合名会社）</p> <p><u>※会社法改正前の有限会社を含む</u></p> <p>2 主たる事業の要件 （農地法第2条第3項第1号） 法人の主たる事業が農業（農業に関連する事業）であること。</p>

同化に関する事業

エ 耕作又は養畜の事業に関連する次の事業

(ア) 農畜産物を原料又は材料として使用する
製造又は加工

(イ) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

(ウ) 農業生産に必要な資材の製造

(エ) 農作業の受託

(オ) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設備及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。

「関連事業等名」とは、上記のイからエの事業をいう。

「農業に該当しない事業」には、当該事業年度において法人が、上記アからエの事業のいずれにも該当しない事業を行った場合には、その行った事業の具体的な名称及び当該事業年度における売上高を記載する。

3 構成員の状況について

この「構成員の状況」欄に記載する事項を、組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写しに記載し、この欄は、「別紙のとおり」と記載してもよい。

構成員については、当該事業年度末現在のすべての構成員（農事組合法人は組合員、株式会社は株主、持分会社は社員）について記載する。

「議決権」欄には、その構成員の有する議決権の数を記載する。

「法人への農地等の権利設定・移転」欄には、法人が農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体から使用貸借権又は賃貸借の設定を受けている場合、構成員が当該農地の使

3 構成員の要件

特に規定はありません。

なお、議決権の要件との絡みがあります。また、農事組合法人は、農協法に構成員要件が規定されています。

4 議決権の要件

次の①～④の者で議決権が2分の1を超えることが必要となります。

① 法人に農地を提供した個人（利用権設定含む）

※農地中間管理機構が法人に利用

用貸借権又は賃借権を農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に設定している場合も記載する（その場合は、備考欄にその旨を注記する）ものとし、法人に直接権利の設定・移転している農地と区分して記載（二段書き）する。

「年間農業従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う2のアからエの事業（以下「農業」という。）に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載する。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した数も含まれる。

「農地法第2条第3項第2号該当の内容」欄には、構成員が同号イからチに該当する場合は、その内容を記載する。特に、法人に農作業委託を行っている個人については、農作業の内容を記載すること。他の欄の記載内容で該当することがわかる場合は、「該当」「○」等の簡略記載でよい。

なお、同号に該当しない構成員については、「非該当」又は「×」を記載し、該当しないことを明確にすること（空欄は不可）

4 構成員のうち承認会社の株主の状況について

※構成員に承認会社を含まない場合は、記入は必要ありません。

「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条」に規定する承認会社が法人の構成員に含まれている場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載する。

この欄に記載する事項を、株主名簿の写しに記載して、別添としても差し支えない。

5 理事等及び重要使用人の状況について

「理事等」とは、農事組合法人では理事、株式会社（特例有限会社を含む。）では取締役、持分会社では業務を執行する社員のことをいい、「住所」欄には、業務執行役員が生活の本拠としている場所を記載する。「構成員」欄には、当該理事等がその法人の構成員である場合に「○」を記載する。

「年間農業従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員がその農業への年間従事日数を記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部

権設定している場合、当該農地の所有者→「農地法第2条第3項第2号のイ～ニ」に該当

② 法人の常時従事者

→「農地法第2条第3項第2号ホ」に該当

③ 法人に農作業委託している個人

→「農地法第2条第3項へ」に該当

④ 農地中間管理機構、地方公共団体、農協

→「農地法第2条第3項ト又はチ」に該当

5 理事等及び重要使用人の従事要件

理事等の過半が法人の常時従事者（農作業でない）かつ、理事等、又は重要使用人※のうち1名以上が、農作業に原則60日以上従事すること。

※「重要使用人」とは、法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人をいう。例：農場長など

門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

「うち農作業従事日数」欄には、「年間農業従事日数」の内数として、当該事業年度において法人の行う農業に常時従事した業務執行役員が行った「耕うん、播種、施肥、刈取り等」の農作業に従事した年間の日数を記載する。

「重要使用人」とは、法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人をいう。

「年間農業従事日数」及び「うち農作業従事日数」については、理事等と同じ

6 その他参考となるべき事項（例えば次のような内容を記載）

(1) 法人の事業内容の変更、法人形態の変更等、法人経営上重大な変更があった場合には、その旨。

添付一覧

No	添付書類	説明
1	定款の写し	
2	組合員名簿	農事組合法人の場合
	株主名簿	株式会社の場合
	社員名簿の写し	持分会社の場合
	承認会社であることを証する書類及びその構成員の株主名簿	農業所有適格法人のうち、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が構成員となっている場合
3	農地法第2条第3項第2号ホ又はチに該当する構成員と農地所有適格法人との間で締結された契約書の写しなど同号ホ又はチに該当することを証する書面	農地法第2条第3項第2号ホ又はチに該当する者（その農地所有適格法人から法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者）が構成員となっている場合